

平成 29 年

伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会

会 議 錄

第 1 回（2 月）定例議会

2 月 2 日開会～2 月 2 日閉会

伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会



平成29年第1回（2月）伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会会議録目次

○議事日程（第1号）	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	1
○開会の宣告	2
○開議の宣告	2
○議事日程の報告	2
○会議録署名議員の指名について	2
○会期の決定について	2
○諸般の報告	2
○行政報告	2
○一般質問	3
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○閉会の宣告	15
○署名議員	16



平成29年第1回（2月）伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会

議事日程（第1号）

平成29年2月2日（木曜日）午前9時30分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

日程第6 議案第1号 平成28年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計補正予算  
(第2回)

日程第7 議案第2号 平成29年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（8名）

1番 波多野 靖 明 君	2番 間 野 みどり 君
3番 西 島 信 也 君	4番 杉 山 誠 君
5番 杉 尾 利 治 君	6番 柴 田 三智子 君
7番 渡 邊 俊 一 君	8番 古 屋 錠 治 君

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

管理 者 菊 地 豊 君	副 管 理 者 小 野 登志子 君
会計 管理者 長谷川 文 子 君	事 務 局 長 浅 田 茂 治 君
計 画 係 長 山 口 吉 久 君	

---

職務のため出席した者の職氏名

書 記 川 口 浩 司

開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（渡邊俊一君） これより平成29年第1回伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（渡邊俊一君） ただいまの出席議員は8名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（渡邊俊一君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、管理者以下関係職員の出席を求めましたので、ご報告を申し上げます。  
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（渡邊俊一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、3番西島信也議員、4番杉山誠議員を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（渡邊俊一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。本定例会の会期は、本日の1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。  
(「異議なし」との声あり)

○議長（渡邊俊一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日の1日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（渡邊俊一君） 日程第3、諸般の報告を行います。監査委員からの法に基づく例月出納検査結果及び定期監査結果につきましては、お手元に配付した資料のとおりであります。以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（渡邊俊一君） 日程第4、行政報告を行います。管理者より、発言を求められておりますので、これを許します。発言者、管理者。

[管理者 菊地豊君登壇]

○管理者（菊地豊君） 皆さん、おはようございます。平成29年第1回伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会の冒頭に当たり、行政報告を申し上げます。

まず、施設基本計画策定について。前回8月定例会の行政報告でもお知らせいたしました事業者アンケート調査の結果を踏まえ、昨年9月に第4回、12月に第5回の新ごみ処理施設基本計画検討委員会を開催し、本委員会での検討結果を基に、施設基本計画案を策定いたしました。

本計画案の詳細について、組合議員の皆様方には、昨年12月16日の組合議会全員協議会でご説明申し上げたところでございますが、処理方式はストーカ方式、事業方式はDBO方式を採用しております。

本計画案の2市市民への説明については、昨年12月15日に建設地の佐野区を皮切りに、周辺区及び2市市民に対し、それぞれ説明会を開催いたしました。

今月1日からパブリックコメントを実施しており、この意見を踏まえ、来月、最終的な基本計画を完成させる予定となっております。本計画を基に、平成29年度には、事業者を募集するための詳細図書を策定する事業者選定事業を開始いたします。

なお、平成25年10月に2市の市民代表に加わっていただいた「広域一般廃棄物処理施設のあり方市民検討会」から「ごみの焼却に伴って発生する熱を活用し、地域に貢献する施設とすべきである」とご報告をいただいております。しかしながら、隣接地において「ごみ処理施設建設反対」の看板が引き続き設置されている状況であり、大変残念ながら、余熱活用施設を検討する環境には、現時点ではないものと考えております。従いまして、新ごみ処理施設は、ごみ処理に特化した施設とし、余熱利用も新ごみ処理施設内で行う方法で整備を進めたいと考えております。

新ごみ処理施設建設に向けて、着実に事業が進んでおります。今後とも議員の皆様にもご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げて、行政報告とさせていただきます。

○議長（渡邊俊一君） 以上で、行政報告を終わります。

#### ◎一般質問

○議長（渡邊俊一君） それでは日程第5、一般質問を行います。今回は、3番西島信也議員より、発言の通告がございました。

なお、申し合わせにより、1回目の発言は登壇し一括質問とし、2回目以降は自席で一問一答方式ということで、お願いいいたします。また、質問時間は、再質問を含め、30分以内とされておりますので、通告時間内でお願いいたします。

なお、質問通告時間の残りにつきましては、残り5分までは5分毎に、残り5分になつたら1分毎に表示しますので、ご承知おきください。また、終了3分前と1分前にはベルにて残り時間をお知らせいたします。会場のタイマーが使えませんので、たいへんアナログではございますが、事務局の席に表示しておりますので、見てください。では、3番、西島信也議員。

[3番 西島信也君登壇]

○3番（西島信也君） 3番、西島信也です。私は、通告に基づきまして、管理者に一般質問をさせていただきたいと思います。内容は、「隣接地の建設同意について」でございます。

新ごみ処理場建設予定地に隣接している日向区内に建設反対の立て看板が十数カ所設置されておりますが、これに関連いたしまして、次のとおり、お尋ねいたします。

1番目、新ごみ処理場建設について、日向区には建設反対を主張している人が少なからず存在していると思われますが、今、現在、日向区での反対運動がどのような状況になっているのか、お伺いをいたします。

2番目といたしまして、隣接区である佐野区に新ごみ処理場を建てるわけですかけれども、隣の日向区に建設同意が必要ではないかと思いますが、これについて、協力金と言いますが、補償と言いますか、ま、お金とは限らないのでしょうかけれども、これについては、どのような対策で進めていくお考えなのか、お伺いをいたします。

○議長（渡邊俊一君） それでは、西島議員の質問に対する答弁をお願いします。答弁者、管理者。

[管理者 菊地豊君登壇]

○管理者（菊地豊君） お答え申し上げます。日向区の皆様方に対しては、これまで、当組合といたしましても、本事業についてご理解をいただけるように、説明会やあるいは外部の中立的な講師との意見交換会、事業の進捗に合わせた施設基本計画中間報告や生活環境影響調査実施説明等を行ってまいりました。今後も、節目毎の説明会や、日向区からのご要望等による意見交換会を行い、少しでも多くの方に施設建設について、ご理解していただけるよう努力してまいります。

なお、隣接区の建設同意については、法手続上は不要とされております。しかしながら、日向区は本事業の隣接地区でもありますので、先程申し上げましたとおり、事業進捗の節目毎に、丁寧に説明を重ねてまいりたいと考えております。

○議長（渡邊俊一君） 答弁が終わりましたので、再質問を許します。西島議員。

○3番（西島信也君） それでは、再質問をさせていただきます。今、管理者からご答弁があつたわけですけれども、管理者は、節目毎に説明をして理解をしてもらうようにするということでしたが、現在、立て看板が十数カ所立っているわけですよ。これは、我々から見ても、他の方から見ても、行政はちゃんとやっているのか、日向区は反対しているじゃないかという危惧を持つ方が多いと思うのですよね。

まず、1点目ですけれども、看板をずっと設置していいのかどうなのかということと、それから撤去するとしたら、いつ頃を目途に撤去する、そういう交渉を進めるのか、まず1点お伺いいたします。

○議長（渡邊俊一君） 答弁者は、事務局でいいですか。事務局長。

○事務局長（浅田茂治君） それでは、今の再質問にお答えさせていただきます。看板を継続して立てていてよろしいかということでございますが、先程、管理者からも答弁がございましたとおり、日向区の多くの方にご理解をいただいた中で、看板を撤去していくだくのが好ましいと思っていますので、今までと同じように丁寧な説明をして、その中で撤去されればと思っております。また、看板をいつ撤去するのかということでございますが、これについては設置したのが日向区ですので、これをいつ撤去するのかということについては、組合ではお答えできないのかなと、このように考えております。

○議長（渡邊俊一君） では、西島議員。

○3番（西島信也君） 日向区が立てたのだから、おら知らないよという答弁だと思いますが、そういうことじゃないと思うのですよ。ああやって看板を立てて、日向区の中で何人反対していらっしゃるのかわかりませんけれども、少なくとも、「日向区」ということで立てているわけですからね。そこに立っているということは、さっきも言いましたけれども、行政は何をやっているのだということで問題じゃないかと思うのですが。そこでもう一つお伺いしますが、看板を撤去してくれという申し入れは今までしたのですか、また、これからする予定はあるのですか、お伺いします。

○議長（渡邊俊一君） 事務局長。

○事務局長（浅田茂治君） 撤去要請をということだと思いますが、先程来説明させていただいているとおり、建設についてのご理解をいただき、ご理解いただいた中で、看板は撤去していただけるのかなと思っておりますので、撤去要請というものはいたしません。以上でございます。

○議長（渡邊俊一君） 西島議員。

○3番（西島信也君） 撤去要請はしないということで、日向区の考えに任せることをお

話だと思うのですけれども、日向区が撤去に応じる条件があると思うのですけれどね。佐野区には、これから当初予算案で出てくると思うのですけれども、1億円、協力金というのですか、やるということですよね。先程、管理者が、隣接区の同意は法的には必要ない云々といったわけですけれども、法的に必要ないかも知れないかもしれませんけれども、隣の区ですし、焼却場の影響が及ぶのも狩野川の下流側の日向区なのですけれどね。例えば、排気ガスであるとか、あるいはごみ収集車が多く通るとあるわけですけれども、これに対して、佐野区には1億円やってですよ、日向区にはただ理解してくれっていうだけでは、日向区としたって納得しないと思うのですよね。これは、伊豆の国市さんは関係ないのですけれども、日向地区に火葬場を造ったわけですね。伊豆市になってから造ったのですけれども、斎場を造った協力金は、日向区に1千万円、佐野区に1千万円、平等にやっているわけなのですよね。建てた場所は、日向区なのですけれどね。そういうこともありますから、これをどう考えているのか。ただ、理解してくれ、理解してくれ、頼む、頼むと言つたって、それは無理だと思うのですよね。そこら辺は、そういういわゆる協力金、日向区に対する協力金、あるいは地域振興費といいますか、地域振興のための事業をやるとか、そういうことは考えているのか、考えていないのか、お伺いします。管理者さん。これは、管理者の問題ですからね。

○議長（渡邊俊一君） とりあえず、事務局長。

○事務局長（浅田茂治君） すいません、管理者ということでしたが、事務的な話にもなるので、私の方からお答えさせていただきたいと思います。議員の皆様ご承知のとおり、当組合は一部事務組合でございます。ですので、構成市の事務の一部を執行させていただくということでございます。その基本となりますのが、私どもの組合の規約になります。規約の中では、新ごみ処理施設の建設に関する事、それから建設地であります佐野区の地域振興に関する事とということで、2点の事業について事務を任せられているというように考えております。従いまして、今、ご質問のありました、周辺区である日向区への地域振興は我々の中ではできないと考えておりますので、やれませんというお答えになるかと思います。以上でございます。

○3番（西島信也君） 今、事務局長から、規約に佐野区だけのことしか載っていないというお話をしたけどね、それは事務局としたらそうかも知れませんが、だから、私、管理者に聞いています。例えば、規約を改正するとか。あるいは、伊豆市独自でやるとか。ま、それは、難しいかも知れませんけど。そういうことを考えるのか、考えないのか、全然考えることがないのか。ただ規約がそうなっているからそうだと。規約を改正するつもりはないよということか。あるいは、少しはそのことについて考えましょうというのか、どうなのか。その辺、どうですか。管理者としては。

○議長（渡邊俊一君） 非常に微妙な問題になってきました、本組合議会と伊豆市の議会との狭間なので、できれば管理者にご回答願います。

○管理者（菊地豊君） 本組合は、組合の責務を果たしているわけですので、今、事務局長が説明したとおり、組合の責務は限定されております。そこに至った経緯を少し説明申し上げます。私は当時いなかつのですけれども、日向の火葬場については、当初はもう少し大きな協力金の話を当時の市長はされていたそうです。その後、議会の方で減額、これは未確認なのですが、そういったことを伝え聞いておりまして、そういったことが起こらないように、準備委員会の時にしっかりと約束をして、公募という手続を取らせていただきました。公募のしていただく条件の中には、手を挙げていただいた所には

地域振興として1億円という金額も明示させていただきました。これは、2人の市長の合意の上です。そして、状況によってはまたがった地域でもオーケーですと、明記をさせていただいた上で、手続を取ってまいりましたので、今、組合が遡って、準備委員会の権限で行ったことを、遡って変えていくことは、法的にできないだろうと思います。逆に、法的に違法な支出になるだろうと思います。

○議長（渡邊俊一君） 西島議員。

○3番（西島信也君） 準備委員会の決めしたことだから、変更できないというお話をしたけど、そんなことはないと思いますよ。準備委員会はあくまで準備委員会ですからね。それは、管理者、副管理者と事務局で規約を改正して議会に諮るということは、十分考えられるわけですよね。だから、そういう観念的なことは言わないで。現実的にこうやって、日向の反対という問題が起きているわけですよ。私が聞いたところによると、日向で反対されている方が、数十パーセントいるという話です。

先に行きますけどね、私も何人かの日向区の人にお目にかかるたび話を聞いているのですけれども、地域振興ということであれば、何も、お金が欲しいということではないと。あくまでも、日向の地域振興でぜひ協力できないかと、そういうことを言っているわけですね。日向に文教ガーデンを造るから、焼却場も大賛成だなんて、そんなことはないわけですよ。日向の人がどう言っているかといいますと、例えば、日向に修善寺カントリークラブというゴルフ場があります。山の方に上がっていくんですけど、ゴルフ場へ行く道が非常に狭く、車のすれ違いも非常に困難であるということで、市道なので改修をお願いできないかということがあるわけですね。ま、地域振興はこれに限りませんが、道路拡幅については協力できるという地主が何人もいるのですよ。ですから、規約がどうだとか、準備委員会で決まったからどうだとか、そんなことを言っているのではなくて、もっと現実的に対応しないと。もしも、組合が何もしないで猛反対にあって、むしろ旗が立って、新聞沙汰になつたら、大変なことになる可能性だってあるわけですよ。なぜ、管理者には円満に日向区と交渉してやろうという気がないのでしょうか。どうですか、そこら辺は。ただ、理解しろ、理解しろと言つたって、向こうは幼稚園生ではないのだから、いくら頼まれたって駄目なものは駄目ってなりますよ。それは、どうお考えですか。日向区と、去年、お話ししたんですけど、これからも日向区と管理者が、条件について話をする、あるいは、副管理者も一緒に行って話をするだとか、円満に解決するために、そのようなことは考えられないですか。看板を撤去してもらって、日向区として、焼却場の建設をぜひやってくださいという状況にならないとまずいじゃないですか。どうですか、そこら辺は。

○議長（渡邊俊一君） 管理者。

○管理者（菊地豊君） 日向区からは、ごみ処理施設建設白紙撤回申し入れ書というものをいただいております。白紙撤回申し入れ書の最後に、佐野区よりももっと建設の適地がありますという文言も入っている。そういたしますと、反対の本当の理由というのが、どこにあるのだろう、この施設ができることによる環境の問題、あるいは健康の問題で反対されているのか、また、別の理由があるのか、何度も何度も意見を交換させていただいたわけです。ですから、環境や健康の問題については、未だにご心配の方もいらっしゃると思いますけれども、組合としても話をさせていただきます。ただ、地域振興については伊豆市のことですので、伊豆市議会でご質問いただければと思います。

○議長（渡邊俊一君） 西島議員。

○3番（西島信也君） なぜ反対しているかわからないようなことを、今、言っているわけですが、佐野に決まってから2年も経っているのに、まだ、隣接区の日向区がなぜ反対しているかよくわからないなんて、それはおかしいじゃないですか。それから、もう一つ、今、管理者がおっしゃった補償というか、協力というか、見返りというか、それについては、伊豆市議会で話し合うと、そういうことです。それをちょっと確認させていただきます。これは、組合の方ではないのですが、今、そうおっしゃったから。どうなのですか。お伺いします。

○議長（渡邊俊一君） 管理者。

○管理者（菊地豊君） 今、西島議員の方から、いわゆる地域振興費とか協力金だとか、迷惑料だということではなくて、そういうお金の問題ではなくて、日向区の地域振興のことだとおっしゃったので、それならば、伊豆市議会でご質問くださいということを申し上げました。

○議長（渡邊俊一君） いいですか、西島議員。ぶれる部分なので、その辺は切り分けて質問してください。

○3番（西島信也君） わかりました。伊豆市議会で質問してくれといつても、ただ質問すればいいということでもないでしょう。とにかく、管理者がおっしゃるのは、組合の中ではもうやる気がないということですね。組合の中でやる気がないと。そういうことですか。どうなのですか。さっきからやる気がないと聞いているけど、これは、管理者に聞いているのです。管理者に。管理者、答えてください。

○議長（渡邊俊一君） 事務局長。

○事務局長（浅田茂治君） 先程来、説明させていただいたのですが、現時点の規約では組合の事務としてできないということです。先程、規約を改正すればというお話がございました。ですので、ご認識かもしれません、改めて説明をさせていただきますと、組合の規約に関しましては、規約を組合の議会の中で改正することはできないということで、行政実例が出ております。どうして改正するかというのは、組合設立と同じように、あくまでも構成市の議会の中でご議論いただいて承認をいただき、その後、構成市の市長が協議をして、それで行きましょうということになりましたら、県知事の方に申請をするという形になりますので、先程来のお話の中で、組合の中でやる前に、各市でのお話になろうかと思います。以上です。

○議長（渡邊俊一君） 西島議員。

○3番（西島信也君） また、ちょっと逸れちゃうかもしれないですけれども、構成市の中でやるということで。質問ということではなくて、議員提案ということで、よろしいですか。どうですか。質問では、ただ質問するだけの話なので。議員提案で、規約の改正を提案できると、そういうことでいいですか。

○議長（渡邊俊一君） 事務局長。

○事務局長（浅田茂治君） すいません。明確なところまで確認してございませんが、議員提案で組合の規約改正が出せるのかどうかというのは、少し疑問があります。ちょっと確認しないといけませんが、あくまでも提案するのは首長で、首長は提案できるのですが、議員提案でそれができるかというのは、すいません、正確にお答えできません。

○議長（渡邊俊一君） 西島議員。

○3番（西島信也君） すいません、何回も質問して。議員提案できるかどうかというのは、また、調べていただいて。とにかく、伊豆市と伊豆の国市にとって、ごみ処理場の

建設は非常に大きな問題ですので、お金の面からしても100億円近い金額が動くわけで、大変大きな問題ですから、禍根を残さないように、両市で相談していただいて、ぜひ、いい方向へ持って行っていただきたいなと思います。以上で、私の質問を終わります。

○議長（渡邊俊一君） 最後は、意見ということでよろしいですね。これにて、3番、西島信也議員の一般質問を終了いたします。

#### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊俊一君） 日程第6、議案第1号「平成28年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計補正予算（第2回）」を議題といたします。管理者から、提案理由の説明を求めます。

〔管理者 菊地豊君登壇〕

○管理者（菊地豊君） 議案第1号について、提案理由を申し上げます。本案は、建設地の活断層調査業務について、今年度中に契約行為を行い、早期に事業を着手する必要が生じたため、債務負担行為を設定するものであります。詳細については、事務局長に説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（渡邊俊一君） 説明者、事務局長。

〔事務局長 浅田茂治君登壇〕

○事務局長（浅田茂治君） それでは、議案第1号 平成28年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計補正予算（第2回）の内容の説明をさせていただきます。

今回の補正は、施設建設に伴い実施する活断層調査について、今年度中に契約を行うため、債務負担行為を設定するものであります。

建設地は、皆様ご承知のとおり、狩野川に面していることから、水害等防止のため、施設建設前に盛土をする必要があります。この盛土について、現在、国土交通省で工事を進めております天城北道路建設の残土を利用できる見込みとなりました。天城北道路につきましては、平成29年度の早い時期に残土の発生する工事は終了する予定であります。盛土をした後では、活断層調査の現地踏査が行えないため、債務負担行為を設定し、早急に事業を進めるものであります。

議案書の1頁をお願いいたします。第1条で、債務負担行為を追加しております。活断層調査業務について、平成28から29年度の2か年で、限度額を350万円としております。

以上で伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計補正予算（第2号）の内容説明を終わらせていただきます。

○議長（渡邊俊一君） 説明が終わりましたので、これより質疑及び討論に入ります。申し合わせによる本案に対する質疑及び討論の通告はありませんでしたので、質疑及び討論なしと認めます。これにて質疑及び討論を終結いたします。

これより採決に入ります。採決は起立表決により行います。議案第1号「平成28年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計補正予算（第2回）」を、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（渡邊俊一君） 全員起立であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

## ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊俊一君）　日程第7、議案第2号「平成29年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算」を議題といたします。管理者から、提案理由の説明を求めます。

〔管理者　菊地豊君登壇〕

○管理者（菊地豊君）　議案第2号について、提案理由を申し上げます。本案は、組合を構成しております伊豆の国市と伊豆市とで協議、調整した平成29年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算でございます。

主な事業として、平成29年度、30年度の2か年で行う事業者選定アドバイザリー業務がございます。また、佐野区と地域振興に関する協定書を締結できる見込みとなったことから、基本協定でお約束しておりました佐野区への地域振興費1億円も計上してございます。

これによって、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7,430万円となっております。

詳細について、事務局長に説明をさせますので、ご審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊俊一君）　事務局長。

〔事務局長　浅田茂治君登壇〕

○事務局長（浅田茂治君）　それでは、議案第2号　平成29年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算の内容の説明をさせていただきます。

別冊の予算書1ページをお願いいたします。まず、第1条では、歳入歳出予算の総額を1億7,430万円と定めております。第2条では、継続費の経費の総額及び年割額を定めております。

4ページ、5ページをお願いいたします。まずは、4ページ、第1表の歳入歳出予算の歳入であります。1款分担金及び負担金は、1項負担金に1億6,669万8,000円。これは、構成市である伊豆市、伊豆の国市からの負担金でございます。

2款国庫支出金は、1項国庫補助金に759万9,000円。これは循環型社会形成推進交付金で、事業者選定アドバイザリー業務に対する交付金でございます。

3款諸収入は1項雑入に1,000円、2項預金利子に1,000円で合計2,000円計上してございます。

4款繰越金は1項繰越金に1,000円計上させていただきました。

以上、歳入合計額は、1億7,430万円となります。

次に5ページの歳出をお願いいたします。1款議会費46万7,000円。定例会2回、臨時会1回、全員協議会3回分を計上してございます。

2款総務費は、1項総務管理費が1億4,380万3,000円。こちらの主な支出内容は人件費と佐野区へ地域振興費交付金でございます。2項監査委員費は24万円で、2款総務費合計で1億4,404万3,000円です。平成28年度から1億39万7,000円の増となりますが、主な理由としては、佐野区への地域振興費を計上したことによるものです。

3款衛生費は1項清掃費が2,779万円。主な事業としては、平成29年度の新規事業である事業者選定アドバイザリー業務委託料が2,279万9,000円。こちらは平成29、30年度の2か年の事業で継続費の設定をしております。

4款予備費は200万円で、190万円の増。これは、事業の進捗に伴う突発的な業務、議会にお諮りするまでもないような小さな事業になると思いますが、これに対応できるよ

う増額させていただいております。以上、歳出合計額は1億7,430万円となります。

予算の説明は以上となりますが、詳細につきましては7ページ以降の事項別明細書をご覧いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（渡邊俊一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑の通告がございましたので、これを許します。

なお、予算に関する質疑については、申し合わせにより、1回目は総括質疑とし、2回目から款ごと2回ずつできることとしておりますので、お願ひいたします。

まず始めに、3番、西島議員の発言を許します。

[3番 西島信也君登壇]

○3番（西島信也君） 3番、西島信也です。平成29年度、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計の当初予算につきまして、何点か質疑をさせていただきます。

まず、最初に、13頁の下に「19-40 派遣職員人件費負担金」というのがありますけれども、これは伊豆市、伊豆の国市から派遣されている職員の負担金ということだと思いますが、私の考えですと、構成市の職員が一部事務組合に派遣されて、一部事務組合の職員になるのかと思ったら、派遣職員ということですので、あくまでも身分としては構成市の身分だということです。まだ、施設が建設されておりませんからいいかもしれませんが、今後、組合独自で採用する職員は、負担金という形ではなく、組合で支出するのかということをお伺いします。

次に、13頁の下から2番目ですけれども、「新ごみ処理施設建設区地域振興費交付金」として1億円あります。これは、先程からお話が出ておりますが、佐野区に対する1億円ということですが、説明書に基本協定により支払うということですが、基本協定にどのようなことが書いてあるのか、中身を教えていただきたいということと、これは、あくまでも地域振興のために使うお金だというふうに思っているわけですけれども、その通りでよろしいかと、地域振興としてこの道路を何するとか、そういうことでお使いになるのかお伺いします。

それから、15頁の中段にあります「13-46 新施設建設用地管理業務委託料」99万円とありますが、これは具体的にどういうことをするのか、お伺いいたします。

それから、その下「13-47 事業者選定アドバイザリー業務委託料」2,279万9千円、これは29年度分ということですけれども、説明書にも書いてありましたが、あまりよくわからないということで、どういうアドバイザーを頼むのか。金額が29年度だけで2千万円、30年度分を入れるともっと多くなりますので、どのようなことをやるのかお伺いいたします。

それから、その下「13-48 活断層調査業務委託料」334万8千円ということですが、これは先ほどもお話がありましたが、天城北道路の残土を建設地に持ってくるということで、その前に活断層調査業務委託をするのだよというお話だったのですが、これにつきまして、いつやるのか。28年度中にやるのか、あるいは29年度なのか。さつき債務負担行為があつて、それからすると28年度にやるという気もするのですけれども。活断層の調査、これについて、どういう目的でやるのかということですね。こここの地域は、昭和5年に北伊豆地震という大地震がありました、山が崩れてしまった。それで、狩野川を塞いでダムみたいに、湖みたいになったと。そういう経緯がありますから、活断層というのは、当然あると見込まれるわけですけれども、もしも、活断層があつてということになつたら焼却場を建てられるのかどうなのか。どういう調査なのか。今、例えば、

滋賀県の方の原発で、活断層があるから建てちゃだめだよという例もありますから、どのようにお考えなのか、お伺いします。以上です。

○議長（渡邊俊一君） それでは、西島議員の質疑に対し、答弁をお願いします。答弁者は事務局長でよいですか。では、事務局長。

〔事務局長 浅田茂治君登壇〕

○事務局長（浅田茂治君） 詳細な内容ですので、事務局長の私の方からお答えさせていただきます。

まず、最初に人件費の関係です。これに関しましては、西島議員のおっしゃるとおり、現在の職員は構成市からの派遣職員ですので、負担金という形でお支払させていただいている。今後、組合で職員を採用した場合はというご質問だと思いますが、そうなると組合採用職員ということになりますので、当然、組合で人件費の支払等の事務を行うこととなります。

次に、地域振興費交付金の関係でございます。協定書の中身ということでございますが、協定書につきましては、先程お話したとおり、公募をした際のお約束の中で、地域振興に取り組むといった内容になっております。この後、議会が終わった後の全員協議会でその辺の進捗状況を報告いたしますので、詳細はそちらで説明させていただきますが、西島議員のおっしゃるとおり、地域振興のために使うということでお支払いさせていただくものであります。

次に、施設建設の用地管理の関係になります。建設地は、ご覧になっておわかりになるとおり、草が生えたりしますので、主に草刈業務を委託する予定です。

次の、事業者選定アドバイザリー業務につきましては、先程来説明しているとおり、2か年の事業となりまして、29年度は主に、新ごみ処理施設を建設し、その後、運営をする事業者を募集するための詳細な図書を策定することとなります。30年度は、この図書に基づき応募してきた事業者から、契約する事業者を選ぶ選定業務となります。この2か年の業務に関しましては、有識者が加わった委員会等を作つて進めていくこととなります。また、焼却施設整備に関しましては、詳細事項を協議していくこととなるため、専門的知識を有するコンサルタントの支援を受けたいということでございます。

それから、活断層調査の関係でございますが、先程、補正予算でもお願いしたとおり、28年度に契約をし、28年度から事業着手できるものは着手し、29年度の前半で業務を終わらせたいと考えてございます。事業の目的ということでございますが、今までいろんな説明を市民、建設地、周辺区にしてございますが、活断層についてご心配されるご意見がございました。このため、活断層について調査を行うということでお約束をしていた内容でございますので、やらせていただくということでございます。

最後に、活断層があった場合、施設を建てられるのかということでございますが、原発なんかでもお話を出していますのでご存知かとも思いますが、活断層の真上には建物を造れないということになりますので、活断層の位置がどこにあるかによって、今回予定しているところに造れるかどうかという判断をすることになるかと思います。以上でございます。

○議長（渡邊俊一君） 答弁が終わりましたので、再質問を許します。西島議員。

○3番（西島信也君） 人件費負担金はわかりました。その次の1億円、佐野区に入る1億円ということなのですけれども、これにつきましては、佐野区とどういうことをやるのかという協定をしっかりと結んでいただかないと困るわけですよ。例えば、佐野区の口

座に1億円振り込んで、さあ、後は勝手にやってくれというのでは、公金の使い方として非常に問題がある。佐野区が何をやるのか、あるいは、市が代行してやることになるのかもしれません、そういうことを明らかにしていただきたいわけですよ。ですから、1億円ボンとやるなんていうことは、何も積み上げていないということになりますので、1億円ぴったりなんてことはないと思いますがね。それと、1億円といえば大金ですからね。1億円使うということは大変なことですよ。例えば、1億円の内5千万円はこういうことに使うけど、5千万円は使い道が不確定だかられよといった場合も、やるのかどうなのか。そういうことをするのかどうなのか、お伺いします。ちゃんと協定を結んでやるのか。なんでもいいから1億円ということでないのでしょうかねということをお伺いします。

○議長（渡邊俊一君） 答弁者、事務局長。

○事務局長（浅田茂治君） お答えさせていただきます。なんでもかんでも1億円かということですが、当然、公金から交付金を支出しますので、そのようなことはありません。1億円につきましては、基本協定書をご覧になつてないのでわからないのかもしれません、平成27年の1月に佐野区と2市の市長とで基本協定を交わしてございますが、その中で、その時点での要望事業がありまして、それ以外に現時点で決まっていないものについては、1億円から要望事業の事業費を抜いた金額を現金で交付しますということになっています。ただ、それは27年1月現在の話で、佐野区としても、もう少し詳細なものは決めていきたいということで、地域振興に関する協定書を、協議の上、締結するということになっております。その協定書の詳細について、今、佐野区と組合事務局でやり取りしている内容について、先程お話をさせていただいたとおり、議会終了後の全員協議会で説明させていただきたいと考えております。以上です。

○議長（渡邊俊一君） 西島議員。

○3番（西島信也君） そういうことで、是非お願いしたいと思います。1億円ズボッとやるということは、それはおかしいということで。積み上げていって、佐野区がこれはいくらぐらいかかるなんて言つたって、詳細な設計をして入札かけてやっているわけじやないでしょからね。お金の行先をちゃんと明確にしていただいて、組合がちゃんと管理するという方式でやつたらいいかと思うのですよね。さつき、お話を出ました日向ですけれども、斎場の件で日向と佐野へ1千万円ずつやつたのですけれども、日向の方は、水路の工事や、何かの工事をやって、区の負担金をそれに使つてているということで、ちゃんと明細が明らかになっているわけですよ。佐野は知りませんよ。ですから、1億円ボンとやつしまって、事足りるというのでは困る。公金の使い方として困るわけですよ。とにかく、組合で、これは使っていいよ、これはどうだということを管理していただくということはできないですか。どうでしょうか。

○議長（渡邊俊一君） 事務局長。

○事務局長（浅田茂治君） 今、現時点で佐野区と協議中であります、その中で一つのご意見として伺います。当然、我々も、斎場をやつた時の交付金のことも参考にさせていただきますし、現時点で効力があります基本協定書に基づいた内容で協議をしていくということで考えております。当然のことながら、公金の扱いということで、佐野区とは協議をしていくことになります。以上でございます。

○議長（渡邊俊一君） 西島議員に申し上げます。2款の質問が2回を超えますので、次は3款について再質問をお願いします。

○3番（西島信也君） それでは3款に移らせていただきます。地域振興費の関係につきましては、是非、そのような方向でお願いいたします。

3款ですけれども、新施設建設用地管理業務委託料は、わかりました。その下の事業者選定アドバイザリー業務ですが、説明書によると、事業者の募集選定に至る一連の業務を専門家の支援を受けることにより、質の高い事業実施を確実に実現することを目的とするとあります。さっきの説明にもありましたが、これは、ある程度、事業者選定をアドバイザー、アドバイザーが誰になるか知りませんけれども、アドバイザーに頼むということですか。それとも、事業者選定時に設計書を作つて入札等を行うのか、どうなのか、お伺いします。

それから2点目、この事業者選定アドバイザリー業務委託というの、どこのごみ処理施設を造る場合でも、最近ではこういうことをどこの自治体でもやっているのでしょうか。以上2点、お伺いします。

○議長（渡邊俊一君） 答弁者、事務局長。

○事務局長（浅田茂治君） それでは、まず、入札の関係でございます。現時点の施設の基本計画案では、事業方式をDBO方式でやりたいということです。計画自体は、3月に確定しますので、これを前提としてお話させていただきます。DBO方式につきましては、総合評価方式といいますか、事業者にある一定の条件を示しまして、これに関してプロポーザルのように提案をいただきます。この提案プラス金額、いくらでやるのかというものをいただきます。それで、その提案と金額を併せまして評価して決めていくということですので、一般的に言う金額による入札というのではなくて、どちらかというとプロポーザルに近いようなやり方となります。両市では、この方式での事業者選定は、今回、初めてとなると思います。

それから、他の自治体の例ということでございますが、先程申し上げましたとおり、DBO方式の場合は、全て、私どもが承知している限り、アドバイザリー業務で支援をいただいているというように承知しております。以上です。

○議長（渡邊俊一君） 続けて、西島信也議員の発言を許します。

○3番（西島信也君） わかりました。それでは、最後になりますが、活断層調査業務委託ですね、これにつきましては、29年度の早期にやるということで、活断層があった場合は、位置をずらしたり何かしたりするということですが、説明書を見ますと、図面だけの調査のようですが、よく原発なんかだと切って調べるということもやっているようですけれども、そんなことはやらないのでしょうか。

それから、関連ですけれども、活断層の調査業務をやつた後、天城北道路の残土を放り込むということですけれど、2点目にお伺いしたいのは、運ぶ費用や整地する費用は、どのようにになっているのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（渡邊俊一君） 答弁者、事務局長でいいですか。

○事務局長（浅田茂治君） お答えさせていただきます。まず、1点目は掘削の調査をしないのかというご質問だったと思いますが、活断層調査につきましては、一般的にステップが3段階までとされておりまして、文献、それから現地踏査、それから議員のおっしゃりました掘削等による調査です。大抵はステップ1、2とやって、そこで活断層がありそうだということになりましたら、ポイント的に掘削等の調査をするということでございますので、現時点では、ステップ1、2の調査をやるということでございます。

それから、残土を活用するということで、その費用ということですが、現時点で詳細

な部分までは国土交通省とは詰めてございませんが、基本的に、国土交通省の残土を運び込むということですので、運び込んで整地するというものは、国土交通省でご負担いただけたというようなお話を進んでおります。以上でございます。

○議長（渡邊俊一君） これで、西島議員の質疑を終わります。次に、1番、波多野靖明議員の質疑を受け付けます。1番、波多野議員。

[1番 波多野靖明君登壇]

○1番（波多野靖明君） 1番、波多野靖明です。通告に従い、議案質疑を行います。議案第2号、平成29年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算について、1款11頁、項目1項負担金「1-1-1構成市負担金」の関係です。構成市である伊豆市、伊豆の市の負担割合について、組合の規約で負担割合を均等割5割、計画ごみ量割5割としています。この負担割合は、施設建設までとなります。そこで、質問いたします。1つめとして、建設費の半分が均等割となる説明をいただきたい。2つめとして、計画ごみ量が確定するまで間は、ごみ処理実績量としていますが、ごみ処理実績量の統計は、年度毎に変動があると理解してよろしいでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（渡邊俊一君） 答弁者、事務局長。

[事務局長 浅田茂治君登壇]

○事務局長（浅田茂治君） 只今の質問につきましても、詳細な話となりますので、事務局長の私の方から答弁させていただきます。まず、1点目の建設地の半分は、均等割ということについてですが、組合規約で組合の共同処理する事務を「施設の建設に関すること」としているため、現在の規約で定められている構成市の負担割合が施設建設までの間とご理解されたかと思います。しかし、共同処理する事務には「佐野区の地域振興に関する事務」もあるため、構成市からの負担金は、地域振興費の1億円や用地の購入、今年度完成予定の新ごみ処理施設基本計画策定等、単に建設費の50%を構成市から均等に負担していただいているものではありません。

2点目のごみ処理実績量は、毎年度変動があるかにつきましては、組合規約に「直近の関係市のごみ処理実績に応じた割合」という言葉がございます。直近ということですので、年度毎で変動することとなります。以上でございます。

○議長（渡邊俊一君） 答弁が終わりましたので、波多野議員の再質問を受け付けます。波多野議員。

○1番（波多野靖明君） この件につきましては、私も何度も事務局を訪れ、事務局長をはじめ、誠実丁寧な説明がございましたことを、私としてはとても誠意を感じました。事務局に伺い、これはどうなっているのかと聞くと、整備計画について、事細かい説明をしていただきました。伊豆市では、昨年に選挙があつたばかりなので、全てを新しい議員に説明するには無理もあつたかとは思いますが、施設の建設に関わる道路やその他の整備がある場合は、議員には小出しにするのではなく、全てを公表していただきたいと思います。当初、私の質問した内容については、納得できていませんでしたが、先輩議員も組合議会ではいろいろ協議していただいたと聞いております。私も両市民のためになる施設になると信じており、今回、反対はいたしません。そして、1日も早く、周辺に出ているビラ、看板がなくなり、ごみ処理施設を地域住民が喜んで受け入れてくれる施設にしてもらいたいと思います。以上です。

○議長（渡邊俊一君） 波多野議員にお尋ねします。今の質問は、意見でよろしいですか。質問がなかつたので。

- 1番（波多野靖明君） 意見で結構です。
- 議長（渡邊俊一君） これにて質疑を終結いたします。続いて、討論に入ります。申し合わせによる、本案に対する討論の通告はありませんでしたので、討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
- これより採決に入ります。採決は起立表決により行います。議案第2号「平成29年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算」について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[全員起立]

- 議長（渡邊俊一君） 全員起立であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

#### ◎閉会の宣告

- 議長（渡邊俊一君） 以上で、本議会に付議されました案件はすべて終了いたしました。お諮りいたします。本議会で議決された事件の字句及び数字、その他の整理を要するものにつきましては、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会規則第39条の規定に基づき、その整理を議長に委任させていただきたいと考えますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

- 議長（渡邊俊一君） 異議なしと認めます。よって、整理を議長に委任させていただきます。

これにて平成29年第1回伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合定例会を閉会いたします。

この後、11時より、この場で全員協議会を開催いたしますので、時間までにご着席ください。本日はお疲れ様でした。

閉会 午前 10時43分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 渡邊俊一

署名議員 西島信也

署名議員 杉山誠